

令和3年12月

伊那市議会定例会 委員会提出議案書

(関係資料)

令和3年12月17日

令和3年12月伊那市議会定例会 委員会提出議案 目次

委員会提出議案第6号 伊那市議会基本条例の一部を改正する条例……………4

委員会提出議案第6号関係資料 伊那市議会基本条例新旧対照表……………7

伊那市議会基本条例の一部を改正する条例

伊那市議会基本条例（平成24年伊那市条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第8章 議会事務局（第21条）
第9章 補則（第22条・第23条）」 を 「第8章 災害時の対応（第
第9章 議会事務局（第22
第10章 補則（第23条・
21条）
条） に改める。
第24条）」

前文のうち第1項中「地方公共団体」を「地方自治体」に改め、第3項中「満足することなく」の次に「、市民との活発な意見交換を図り、自由闊達な議員間討論を尽くすことにより政策立案及び政策提言を行って」を、「目指し」の次に「、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参画を求めていくことが必要である。このような認識の下」を加える。

第1条中「厳粛な」を削る。

第2条中「意思」を「多様な意見」に、「真の地方自治の」を「前条の目的」に改める。

第3条第1号中「市民が」を「透明性を確保し、公平、公正かつ民主的で、市民に分かりやすく」に改め、同条第2号中「意思」を「多様な意見」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 市民本位の立場から、市長等の事務が適正に行われているか監視し、評価すること。

第3条第4号中「政策の立案及び政策提言」を「市民の多様な意見をもとに、政策の立案及び提言」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 市民の市政への参画機会を拡充する議会運営に努めること。

第5条第2号中「意思」を「多様な意見」に改める。

第7条中「、言論の府として、また」を削り、「議員間」の次に「の自由な」を加える。

第10条第1項中「意思」を「多様な意見」に、「努めなければならない」を「努めるとともに、市民の傍聴意欲を高めるよう分かりやすい視点、方法等で運営しなければならない」に改め、同条第2項中「意思」を「多様な意見」に改め、同条に次の1項を加える。

4 議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるとともに、審議等に必要がある場合は当該請願者及び陳情者の意見を聴くものとする。

第13条中「二元代表制の下」を「市長等に対して、常に緊張ある関係に努め」に、「監視しなければならない」を「監視及び評価する責務を有する」に改める。

第14条を次のように改める。

(決議等の検討経過の説明)

第14条 議会は、市長等に対して、議会において行った決議、意見書の提出及び提言に対する検討の経過を明らかにするよう求めるものとする。

第15条中「市長等は」を「議会は、市長等に対して」に改め、「議会に対して」を削り、「努めなければならない」を「求めることができる」に改める。

第16条の見出しを「(議会運営予算の確保)」に改め、同条中「市長は、議会に関する予算の調整に当たっては、必要な議会活動の実施に差し支えないよう」を「議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算確保に」に改める。

第17条の見出しを「(質問等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、議長の許可を得て市長等に文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めることができる。

第18条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、伊那市議会議員政治倫理条例(平成25年伊那市条例第61号)の規定によるものとする。

第20条第2項中「の適正な執行に努めなければならない」を「を適正に執行しなければならない」に改める。

第23条中「、必要があると認めるときは」を削り、「規定について」の次に「任

期中に 1 回以上は」を加え、同条を第 2 4 条とし、第 2 2 条を第 2 3 条とする。

第 9 章を第 1 0 章とする。

第 8 章中第 2 1 条を第 2 2 条とする。

第 8 章を第 9 章とし、第 7 章の次に次の 1 章を加える。

第 8 章 災害時の対応

(議会対策会議の設置等)

第 2 1 条 議長は、伊那市災害対策本部（伊那市災害対策本部条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 6 2 号）に基づき設置される災害対策本部をいう。）が設置されたときは、伊那市議会災害対策会議（以下「議会対策会議」という。）を設置することができる。

2 前項の議会対策会議の組織及び事務に関し必要な事項は、議長が別に定める。

3 災害時の議会及び議員の役割等に係る計画については、議長が別に定める。

4 議長は、感染症による被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第 1 項の規定の例により議会対策会議を設置することができる。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 1 2 月 1 7 日提出

伊那市議会 議会運営委員会
委員長 唐澤 千明

(提案理由)

伊那市議会基本条例第 2 3 条の規定により、同条例の検証を行った結果に基づき、所要の改正を行うため、提案するものであります。

委員会提出議案第6号関係資料

伊那市議会基本条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>目次 前文 第1章～第7章 略</p> <p><u>第8章 議会事務局 (第21条)</u> <u>第9章 補則 (第22条・第23条)</u> 附則</p>	<p>目次 前文 第1章～第7章 略 <u>第8章 災害時の対応 (第21条)</u> <u>第9章 議会事務局 (第22条)</u> <u>第10章 補則 (第23条・第24条)</u> 附則</p>
<p>わが国の地方公共団体は、議会の議員と執行機関である長のいずれをも直接公選とする二元代表制を採っているが、これはその選任に住民の意思を直接反映させるとともに、議会と執行機関としての長とが、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治体運営が図られることを期待したものである。</p> <p>このような組織体制の下で、地方自治体が独自の責任と判断により、政策を立案し決定していく地域主権が進行し、住民に最も身近な市町村の役割が一層重要となる中で、特に市町村議会の果たす役割と責任は重くなり、住民からの期待はより高まってきている。</p> <p>伊那市議会は、地域主権の潮流の中で、議会の機能を高めるために、これまでも議会の活性化や議会改革に取り組んできたところである。しかし、これまでの改革に満足することなく、市民から信頼される議会、市民に分かりやすい議会、市民に開かれた議会を目指し、議会及び議員の役割と責務を再認識したときに、議会の機能を更に充実させるために議会基本条例の制定の必要性を認定するに至った。</p> <p>よって、ここに伊那市議会は、二元代表制の下での議会及び議員のあり方を明確にするとともに、市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、本条例を制定する。</p>	<p>わが国の地方自治体は、議会の議員と執行機関である長のいずれをも直接公選とする二元代表制を採っているが、これはその選任に住民の意思を直接反映させるとともに、議会と執行機関としての長とが、それぞれ独立の立場において相互に牽制し、均衡と調和の関係を保持して、公正で円滑な自治体運営が図られることを期待したものである。</p> <p>このような組織体制の下で、地方自治体が独自の責任と判断により、政策を立案し決定していく地域主権が進行し、住民に最も身近な市町村の役割が一層重要となる中で、特に市町村議会の果たす役割と責任は重くなり、住民からの期待はより高まってきている。</p> <p>伊那市議会は、地域主権の潮流の中で、議会の機能を高めるために、これまでも議会の活性化や議会改革に取り組んできたところである。しかし、これまでの改革に満足することなく、<u>市民との活発な意見交換を図り、自由闊達な議員間討論を尽くすことにより政策立案及び政策提言を行って、市民から信頼される議会、市民に分かりやすい議会、市民に開かれた議会を目指し、情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参画を求めていくことが必要である。</u>このような認識の下、議会及び議員の役割と責務を再認識したときに、議会の機能を更に充実させるために議会基本条例の制定の必要性を認定するに至った。</p> <p>よって、ここに伊那市議会は、二元代表制の下での議会及び議員のあり方を明確にするとともに、市民の負託に応え、市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを決意し、本条例を制定する。</p>

旧	新
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会と市民との関係並びに議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の<u>厳粛な</u>負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会と市民との関係並びに議会と市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）との関係を明確にするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市民の<u>意思</u>を市政に反映させるために公平かつ公正な議論を尽くすことにより、市政における唯一の議決機関としての役割を果たし、<u>真の地方自治の実現</u>を目指すものとする。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第2条 議会は、市民の<u>多様な意見</u>を市政に反映させるために公平かつ公正な議論を尽くすことにより、市政における唯一の議決機関としての役割を果たし、<u>前条の目的の実現</u>を目指すものとする。</p>
<p>(基本方針)</p> <p>第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 市民に対する積極的な情報の公開を図るとともに、<u>市民が参画しやすい開かれた議会運営</u>を行うこと。</p> <p>(2) 市民の<u>意思</u>を的確に把握し、市政に反映させること。</p> <p><u>(3) 市長等の事務の監視機能の強化を図り、これを発揮すること。</u></p> <p>(4) <u>政策の立案及び政策提言</u>に積極的に取り組むこと。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。</p> <p>(1) 市民に対する積極的な情報の公開を図るとともに、<u>透明性を確保し、公平、公正かつ民主的で、市民に分かりやすく参画しやすい開かれた議会運営</u>を行うこと。</p> <p>(2) 市民の<u>多様な意見</u>を的確に把握し、市政に反映させること。</p> <p><u>(3) 市民本位の立場から、市長等の事務が適正に行われているか監視し、評価すること。</u></p> <p>(4) <u>市民の多様な意見</u>をもとに、<u>政策の立案及び提言</u>に積極的に取り組むこと。</p> <p><u>(5) 市民の市政への参画機会を拡充する議会運営に努めること。</u></p>
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 議員は、市政全般の課題及びこれに対する市民の<u>意思</u>の把握に努めること。</p>	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第5条 議員は、前条の責務を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 議員は、市政全般の課題及びこれに対する市民の<u>多様な意見</u>の把握に努めるこ</p>

旧	新
(3) 略	と。 (3) 略
<p>(議員間討論の重視)</p> <p>第7条 議会は、<u>言論の府として、また、合議制の機関として、議員間討論の場を設けるとともに、これを重んじなければならない。</u></p>	<p>(議員間討論の重視)</p> <p>第7条 議会は、合議制の機関として、<u>議員間の自由な討論の場を設けるとともに、これを重んじなければならない。</u></p>
<p>(市民の参画機会の充実)</p> <p>第10条 議会は、市民の<u>意思</u>を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保に<u>努めなければならない。</u></p> <p>2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の<u>意思</u>を議会の審議に反映するよう努めるものとする。</p> <p>3 略</p>	<p>(市民の参画機会の充実)</p> <p>第10条 議会は、市民の<u>多様な意見</u>を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保に<u>努めるとともに、市民の傍聴意欲を高めるよう分かりやすい視点、方法等で運営しなければならない。</u></p> <p>2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の<u>多様な意見</u>を議会の審議に反映するよう努めるものとする。</p> <p>3 略</p> <p>4 <u>議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として受け止め、審議等に当たっては請願者及び陳情者の説明機会の確保に努めるとともに、審議等に必要がある場合は当該請願者及び陳情者の意見を聴くものとする。</u></p>
<p>(市長等との関係の基本原則)</p> <p>第13条 議会は、<u>二元代表制の下、市長等の事務が、適正、公平かつ効率的に執行されるよう監視しなければならない。</u></p>	<p>(市長等との関係の基本原則)</p> <p>第13条 議会は、<u>市長等に対して、常に緊張ある関係に努め、市長等の事務が、適正、公平かつ効率的に執行されるよう監視及び評価する責務を有する。</u></p>
<p>(議会の決議等の尊重)</p> <p>第14条 <u>市長等は、その事務の執行に当たっては、議会の決議、意見書及び提言を尊重するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(決議等の検討経過の説明)</p> <p>第14条 議会は、市長等に対して、<u>議会において行った決議、意見書の提出及び提言に対する検討の経過を明らかにするよう求めるものとする。</u></p>

旧	新
<p>(議会への政策等の説明)</p> <p>第15条 <u>市長等は、市政における重要な計画、政策及び課題を議会に対して説明するよう努めなければならない。</u></p>	<p>(議会への政策等の説明)</p> <p>第15条 <u>議会は、市長等に対して、市政における重要な計画、政策及び課題を説明するよう求めることができる。</u></p>
<p>(議会活動の尊重)</p> <p>第16条 <u>市長は、議会に関する予算の調整に当たっては、必要な議会活動の実施に差し支えないよう努めるものとする。</u></p>	<p>(議会運営予算の確保)</p> <p>第16条 <u>議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算確保に努めるものとする。</u></p>
<p>(市長等の議員への反問)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(質問等)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>2 議員は、議長の許可を得て市長等に文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めることができる。</u></p>
<p>(議員の政治倫理)</p> <p>第18条 略</p>	<p>(議員の政治倫理)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関しては、伊那市議会議員政治倫理条例（平成25年伊那市条例第61号）の規定によるものとする。</u></p>
<p>(政務活動費)</p> <p>第20条 略</p> <p><u>2 会派は、政務活動費の適正な執行に努めなければならない、その用途については市民に対して説明責任を負う。</u></p> <p>3～4 略</p>	<p>(政務活動費)</p> <p>第20条 略</p> <p><u>2 会派は、政務活動費を適正に執行しなければならない、その用途については市民に対して説明責任を負う。</u></p> <p>3～4 略</p>
	<p><u>第8章 災害時の対応</u></p>

旧	新
	<p><u>(議会対策会議の設置等)</u> <u>第21条</u> 議長は、伊那市災害対策本部（伊那市災害対策本部条例（平成18年伊那市条例第162号）に基づき設置される災害対策本部をいう。）が設置されたときは、伊那市議会災害対策会議（以下「議会対策会議」という。）を設置することができる。</p> <p>2 前項の議会対策会議の組織及び事務に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p> <p>3 災害時の議会及び議員の役割等に係る計画については、議長が別に定める。</p> <p>4 議長は、感染症による被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、第1項の規定の例により議会対策会議を設置することができる。</p>
<p><u>第8章</u> 議会事務局</p>	<p><u>第9章</u> 議会事務局</p>
<p>(議会事務局の体制整備) <u>第21条</u> 略</p>	<p>(議会事務局の体制整備) <u>第22条</u> 略</p>
<p><u>第9章</u> 補則</p>	<p><u>第10章</u> 補則</p>
<p>(他の条例等との関係) <u>第22条</u> 略</p>	<p>(他の条例等との関係) <u>第23条</u> 略</p>
<p>(見直し規定) <u>第23条</u> 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、<u>必要があると認めるときは</u>、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。</p>	<p>(見直し規定) <u>第24条</u> 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について<u>任期中に1回以上は</u>検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとする。</p>